

要配慮者利用施設の 避難確保計画作成マニュアル

危機管理課
令和8年5月

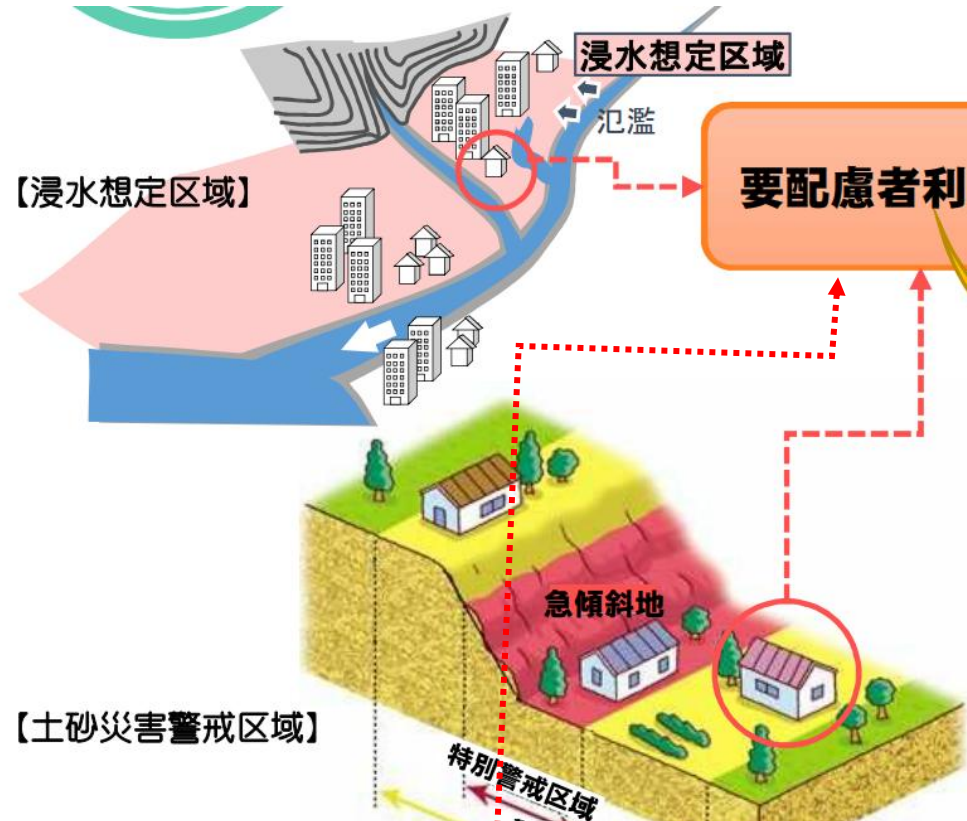
要配慮者利用施設について

要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の概要

名称	洪水(外水)	内水	高潮	土砂	津波
概要	堤防を越えて河川から水があふれ浸水する	大雨により雨水を排水できなくなり浸水する	台風等で海面が大きく上昇して浸水する	大雨等により、土や石が崩れる	地震等で海水が押し寄せる
範囲	氾濫が予想される河川の周辺区域 ・洪水予報河川 ・水位周知河川 ・中小規模河川	・市街化区域 ・市街化調整区域の一部	駿河区・清水区の沿岸部	市内全域	駿河区・清水区の沿岸部
法令	水防法			土砂法	津波法
計画作成・報告	義務				
計画公表	-				義務
避難訓練実施・報告	義務				

被害のおそれがある区域に位置する要配慮者利用施設には、**水防法、土砂法、津波法**で**避難確保計画の作成**や**避難訓練の実施と報告**が**義務**付けられています。

要配慮者利用施設とは



社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【市町村】市町村地域防災計画の作成

例えば

- | | | |
|--|---|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 | <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |
|--|---|---|



静岡市では
「洪水」「土砂」「津波」「内水」「高潮」が該当
 ※内水・高潮の浸水想定区域は、令和8年度から新規指定

要配慮者利用施設の定義

1	老人福祉関係施設 ・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く)※ 老人福祉法第5条の3に規定する施設(ただし、老人介護支援センターを除く) ※介護保険法(平成12年法律第123号)第8条第25項に規定する施設も含む ・有料老人ホーム 老人福祉法第29条に規定する施設 ・その他、老人福祉関係施設に類する施設 その他、老人居宅生活支援事業を行う施設(同法第5条の2第3項から第7項までに規定する事業を行うものに限る。)、高齢者の住居の安定確保に関する法律第5条に規定する住宅(サービス付き高齢者向け住宅)等	保健福祉長寿局 都市局
2	身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する施設	保健福祉長寿局
3	障害者支援施設 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設	保健福祉長寿局
4	地域活動支援センター 障害者総合支援法第5条第26項に規定する施設	保健福祉長寿局
5	福祉ホーム 障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設	保健福祉長寿局
6	障害者福祉サービスの用に供する施設 ・生活介護等を行う事業の用に供する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業の用に供する施設) ・その他障害者福祉サービスの用に供する施設に類する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第8項及び第15項に規定する事業所(療養介護 ^{※1} 、短期入所(単独型の用に供するものとする。))及び共同生活援助を行う事業の用に供する施設)	保健福祉長寿局
7	保護施設(医療保護施設及び宿泊提供施設を除く) ・救護施設、更生施設、授産施設 生活保護法第38条第1項第1号、第2号および第4号に規定する施設 ・医療保護施設、宿所提供施設 生活保護法第38条第1項第3号および第5号に規定する施設	保健福祉長寿局

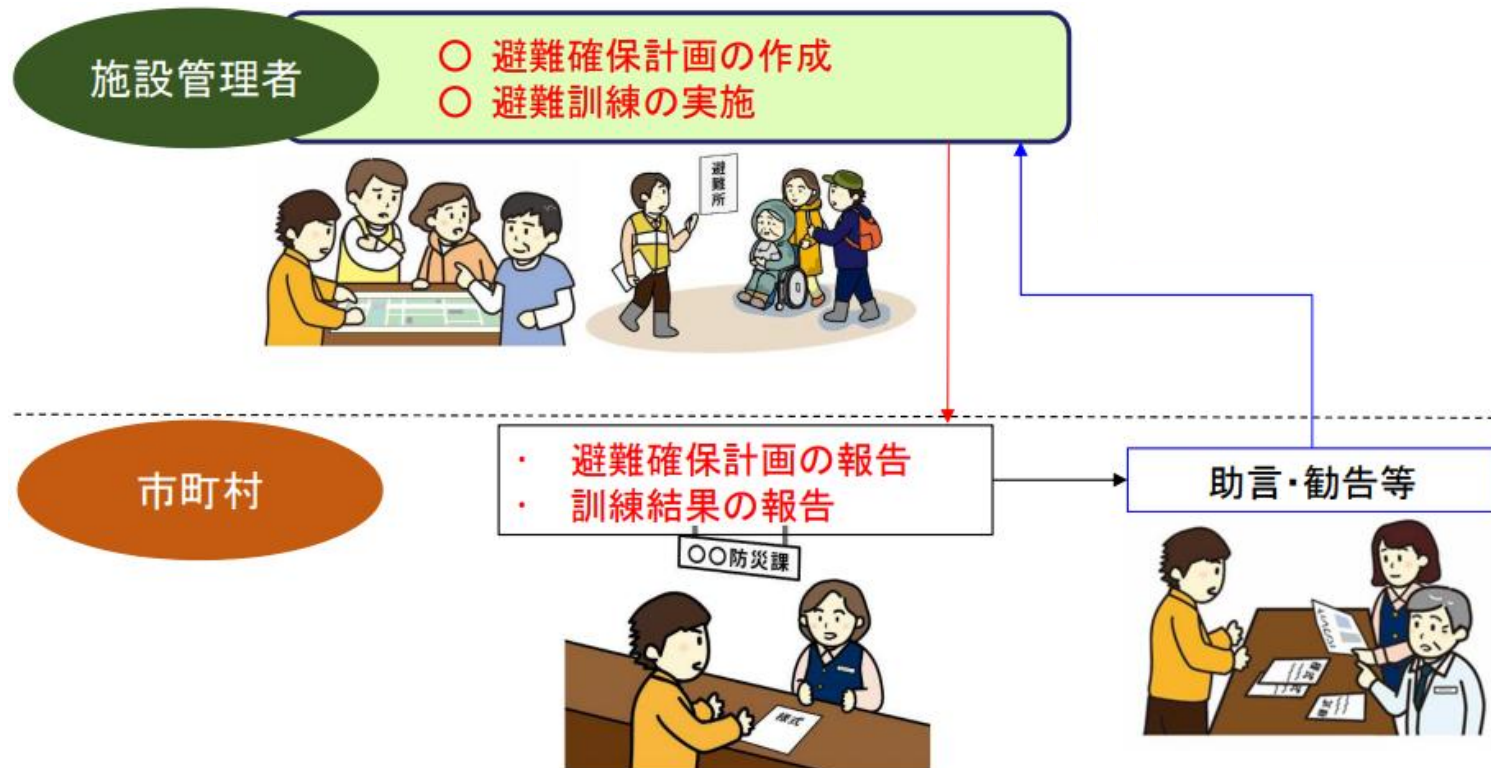
8	児童福祉施設 ・児童福祉施設(自立支援施設を除く) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設(ただし、児童自立支援施設を除く) ・その他児童福祉関連施設に類する施設 児童自立支援施設。その他、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設等(児童福祉法第7条に該当する施設を除く)	こども未来局 保健福祉長寿局
9	障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童発達支援等を行う事業に供する施設 児童福祉法第6条の2の2第2項、第3項及び第4項に規定する障害児通所支援の事業の用に供する施設(児童発達支援、医療型児童発達支援 ^{※1} 及び放課後等デイサービスを行う事業の用に供する施設)	こども未来局 保健福祉長寿局
10	母子・父子福祉施設^{※1} 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する母子・父子福祉センター及び母子・父子休養ホーム	こども未来局
11	母子健康包括支援センター 母子保健法第22条に規定する施設	保健福祉長寿局
12	医療関係施設 ・病院 医療法第1条の5第1項に規定する施設等 ・診療所 医療法第1条の5第2項に規定する施設等 ・助産所 医療法第2条第1項に規定する施設等 ・その他医療関係施設に類する施設	保健福祉長寿局
13	幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づくもの	こども未来局 教育局
14	その他これらに類する施設	危機管理課

静岡市では、国が示した例(前ページ緑点線内)をもとに、
 これらの施設を**毎年4月1日**に要配慮者利用施設として、静岡市地域防災計画で定めています。
 ※令和8年度については、新たな防災気象情報の周知期間も考慮し、**5月1日**に指定を行います。

要配慮者利用施設の義務

避難確保計画の作成と訓練の実施

- 浸水想定区域(洪水・内水・高潮)、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設には、洪水・内水・高潮・土砂災害・津波に対する **避難確保計画を作成** し、**市町村に報告**することが**義務**付けられています。
- **訓練を実施**し、その結果を**市町村に報告**することが**義務**づけられています。



避難確保計画の作成について

避難確保計画の作成等が必要な災害の種類

名称	洪水(外水)	内水	高潮	土砂	津波
概要	堤防を越えて河川から水があふれ浸水する	大雨により雨水を排水できなくなり浸水する	台風等で海面が大きく上昇するして浸水する	大雨等により、土や石が崩れる	地震等で海水が押し寄せる
範囲	氾濫が予想される河川の周辺区域 ・洪水予報河川 ・水位周知河川 ・中小規模河川	・市街化区域 ・市街化調整区域の一部	駿河区・清水区の沿岸部	市内全域	駿河区・清水区の沿岸部
法令	水防法			土砂法	津波法
計画作成・報告	義務				
計画公表	災害により作成するひな形が異なります。 複数の災害リスクがある場合は、 複数のひな型の作成が必要です。				義務
避難訓練実施・報告	義務				
計画様式	避難確保計画(洪水・内水)	避難確保計画(高潮)	避難確保計画(土砂)	避難確保計画(津波)	

令和8年度新規指定
 ▶計画の修正・新規作成が必要

新しい防災気象情報の運用

令和8年5月29日から、新しい防災気象情報の運用が始まります。
 現在**洪水**または**土砂災害**の避難確保計画を作成している場合、**避難確保計画の修正と再提出**が必要です。

警戒レベル相当情報の体系整理

今

【課題】

- 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのかわかりづらい
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている（高潮）
- 高潮注意報がレベル2とレベル3相当に分かれている（高潮）
- 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

【新しい気象情報】

- 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。

R8年
5月～

警戒レベル 相当情報	防災気象情報				
	指定河川	洪水害	大雨浸水害	土砂災害	高潮
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫 発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒 情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報

警戒レベル 相当情報	防災気象情報			
	洪水に 関する情報	大雨に 関する情報	土砂災害に 関する情報	高潮に 関する情報
5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

※情報名称の最終決定は、法制度などの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

出典:国土交通省資料抜粋

施設の状態によっては、**既存計画の一部のみの修正**で対応可能となる場合があります。

避難確保計画のひな型について

避難確保計画のひな型は、施設の状況や想定される災害の種類により、次の**7種類**に分かれています。

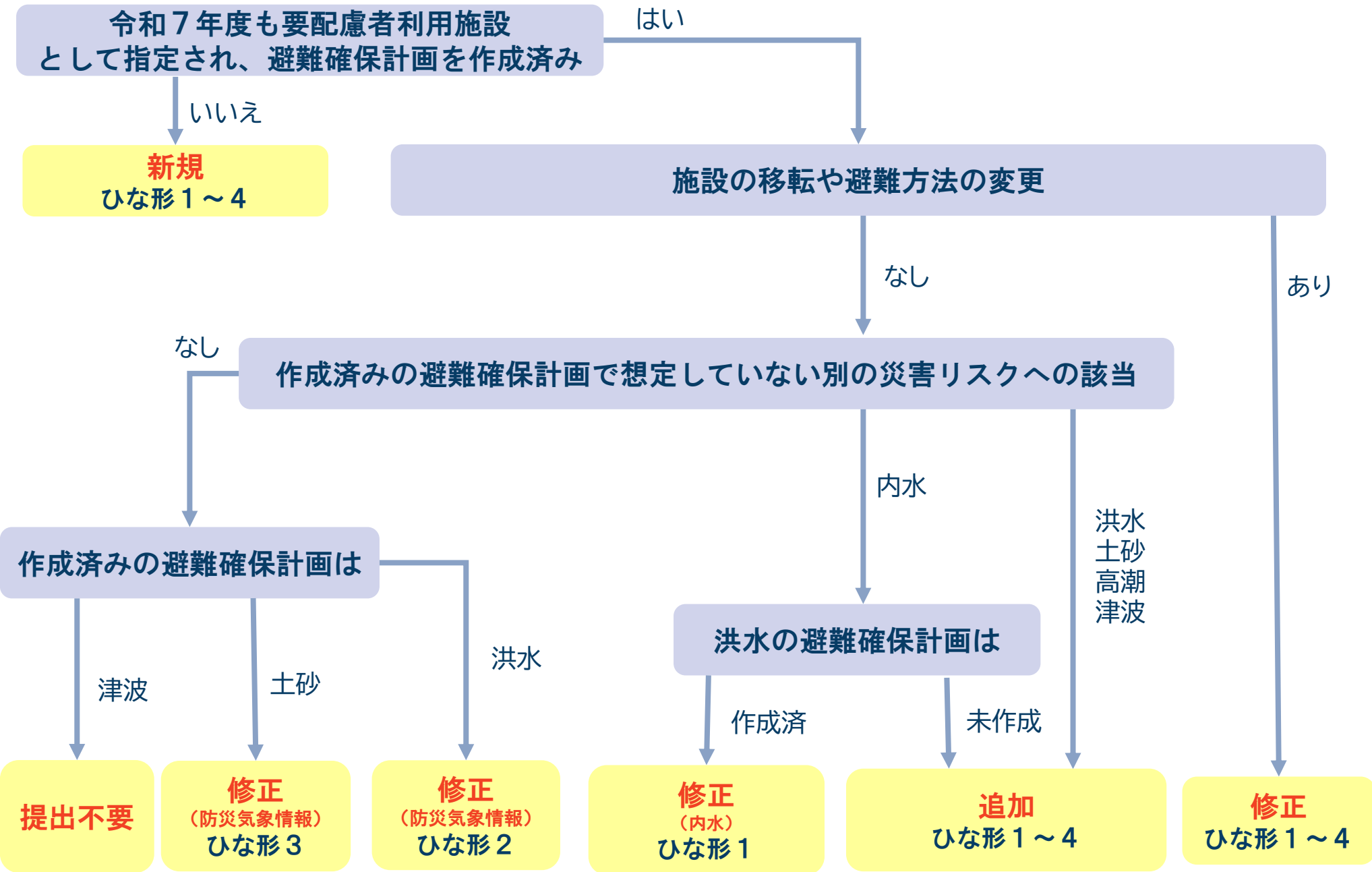
【ひな形】 1 洪水・内水 2 土砂 3 高潮 4 津波

【簡易版ひな形】 1 洪水・内水 2 洪水 3 土砂

	施設の状況	区分	施設が行うこと	提出様式
1	今年度、 新たに 要配慮者利用施設に 指定 された	新規	新規 で 避難確保計画を 作成	ひな形 1~4 ※災害リスクにより異なる
2	これまで避難確保計画で想定していない 別の災害リスク に新たに該当した ※4に含まれない施設	追加	別様式 の避難確保計画を 追加 で作成	
3	施設の 移転 や 避難方法 の変更などがあった	修正	既存 の 避難確保計画を 修正	
4	既に 洪水 の避難確保計画を作成済みで、新たに 内水 の災害リスクにあらたに 指定 された	修正 (内水)	既存 の避難確保計画を 一部修正 (内水の情報を追加し、防災気象情報改定を反映)	簡易版 ひな形 1
5	洪水・土砂 の避難確保計画を作成済みのため、 防災気象情報の改正点の反映 が必要 ※2又は3に含まれない施設	修正 (防災気象情報)	既存 の避難確保計画を 一部修正 (防災気象情報改定を反映)	簡易版 ひな形 2または3

洪水または**土砂**の避難確保計画を作成済みの施設は、基本的には**計画の再提出**が必要です。

(参考) 提出様式フローチャート



(参考) 避難確保計画の提出対象施設と提出様式について

1. 既に**洪水**の避難確保計画を作成しており、令和8年度、新たに**内水・高潮**の浸水想定区域に指定された。

【あてはまる施設の状況】

- ②これまで避難確保計画で想定していない別の災害リスク(内水・高潮)に新たに該当した
- ⑤既に洪水の避難確保計画を作成済みのため、新たに内水浸水想定区域に指定された

▶「【ひな形3】避難確保計画(高潮)」と「【簡易版ひな形1】避難確保計画(洪水・内水)」を提出

2. 既に**土砂災害**の避難確保計画を作成しており、令和8年度新たに**内水**の浸水想定区域に指定された。

【あてはまる施設の状況】

- ②これまで避難確保計画で想定していない別の災害リスク(内水)に新たに該当した
- ④土砂災害の避難確保計画を作成済みのため、防災気象情報の改正に伴う修正必要。

▶「【ひな形1】避難確保計画(洪水・内水)」と「【簡易版ひながた3】避難確保計画(土砂災害)」を提出

3. 既に**洪水**の避難確保計画を作成している。(避難経路等の修正はない。)

【あてはまる施設の状況】

- ④**洪水**の避難確保計画を作成済みのため、防災気象情報の改正に伴う修正が必要。

▶「【簡易版ひな形1】避難確保計画(洪水)」を提出

施設の状況等により、作成するひな形は様々です。P.10～p.12を参考に適切なひな形を選んでください。

避難確保計画の作成方法

計画作成～訓練実施のながれ

1

施設が該当する災害リスクを
しずマップ(ハザードマップ)で確認する(p19)

2

避難確保計画を作成する(p27)

3

避難確保計画に基づき避難訓練を実施する(p41)

1. 災害リスクの確認 -しずマップ（ハザードマップ）の見方-

ハザードマップの確認方法

① しずマップ(<https://city.shizuoka.geocloud.jp/>)から対象のマップを選択



防災マップ >

- 想定震度分布図（葵・駿河区で最大になるケース）
- 想定震度分布図（清水区で最大になるケース）
- 液状化可能性分布（葵・駿河区で最大になるケース）
- 液状化可能性分布（清水区で最大になるケース）
- 津波災害警戒区域（レベル2津波）
- 静岡県第4次地震被害想定津波浸水（駿河トラフ・南海トラフ沿いのレベル1地震（5地震総合モデル）（レベル1津波））
- 安政東海地震推定津波浸水域
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）

2025/12/24更新

洪水・内水・高潮ハザードマップ >

- 安倍川・藁科川の浸水想定深
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫&河岸浸食）
- 藁科川の浸水想定深
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
- 足久保川の浸水想定深
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
- 丸子川の浸水想定深
- など…

2025/12/24更新

津波ハザードマップ >

- 津波災害警戒区域（レベル2津波）
- 静岡県第4次地震被害想定津波浸水（駿河トラフ・南海トラフ沿いのレベル1地震（5地震総合モデル）（レベル1津波））
- 安政東海地震推定津波浸水域
- 津波到達時間
- レベル2（L2）津波要避難地区
- レベル1（L1）津波要避難地区
- 高潮浸水深
- 高潮浸水継続時間
- 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
- 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域（越波飛散）
- など…

2026/03/23更新

富士山火山防災マップ >

- 融雪型火山泥流可能性マップ
- 溶岩流
- 避難所
- 福祉避難所
- 救護病院
- 消防本部・消防署・出張所
- 救護所
- 駅

洪水・内水・高潮・土砂はコチラ

津波はコチラ

※高潮のハザードマップはどちらにも掲載

洪水・内水・高潮ハザードマップの確認方法①

②赤囲みの欄に施設の住所を入力する

③検索結果をクリックして、地図上にマークされている箇所を確認する。

④地図上にマークされている箇所が正しいか確認する。

※マークされている位置がずれている場合は、地図上で正しい箇所を直接クリックしてください。

※住所を検索して結果が出てこない場合は、直接地図上から施設の位置を探してください。

しずまっぷ
静岡県地理情報システム

駒形通2丁目

住所・地番 目標物 周辺情報 座標

2画面 索引図 印刷 PDF印刷

防災・安全情報 切替
洪水・内水・高潮ハザードマ

表示切替

- ▶ 安倍川・薬科川の浸水に関する
- ▶ 薬科川上流の浸水に関する
- ▶ 足久保川の浸水に関する情報
- ▶ 丸子川の浸水に関する情報
- ▶ 巴川の浸水に関する情報
- ▶ 大沢川の浸水に関する情報
- ▶ 長厚川の浸水に関する情報

③ 検索

日本、〒420-0042 静岡県静岡市
葵区駒形通2丁目

④

詳細情報

内水 (雨水出水)

浸水深 (m)
0.14

安倍川・薬科川の浸水想定深

浸水深 (m)
0.46

凡例

詳細はこちら
PDFデータはこちら

河川の浸水に関する情報

浸水想定深

0.3m未満
0.3m以上0.5m未満
0.5m以上1.0m未満
1.0m以上3.0m未満
3.0m以上5.0m未満

主地図名: 洪水・内水・高潮ハザードマップ

Google

キーワードショートカット 地図データ ©2026 50m 利用規約 地図の誤りを報告する

洪水・内水・高潮ハザードマップの確認方法②

⑤左上で、水害リスクに関する情報を**すべて**選択する。

★「避難に関する情報など」のうち「避難所」は選択を外すこと。

⑥右上の「詳細情報」で施設が当てはまる**水害リスク**を確認する。

⑦地図上で施設の最も近い**風水害緊急避難場所**とそこまでの**避難経路**を確認する。

▶**水害リスク、風水害緊急避難場所、避難経路**を、避難確保計画に反映する。

The screenshot shows a web-based map application. On the left, a search filter menu is expanded, showing various flood risk categories. A red box highlights the '風水害緊急避難場所' (Flood Emergency Evacuation Site) option, which is checked. A red arrow points from the word '拡大' (Expand) to this menu. In the center, a map shows a residential area with a blue arrow pointing to a green house icon labeled '風水害緊急避難場所' (Flood Emergency Evacuation Site). A blue box with the number '7' is around this icon. On the right, a '詳細情報' (Detailed Information) panel shows data for '内水 (雨水出水)' (Internal Water (Rainwater Outflow)), including '浸水深 (m)' (Water Depth (m)) of 0.14 and '浸水想定深 (m)' (Estimated Water Depth (m)) of 0.46. A blue box with the number '6' is around this panel. A blue callout box points to the map area with the text 'ここに施設の**水害リスク**が表示されます。' (Flood risk of the facility is displayed here). At the bottom right, a legend shows color-coded water depth ranges: 0.3m未満 (less than 0.3m), 0.3m以上0.5m未満 (0.3m to 0.5m), 0.5m以上1.0m未満 (0.5m to 1.0m), 1.0m以上3.0m未満 (1.0m to 3.0m), and 3.0m以上5.0m未満 (3.0m to 5.0m).

津波ハザードマップの確認方法①

②赤囲みの欄に施設の住所を入力

③検索結果をクリックして、地図上にマークされている箇所を確認する。

④地図上にマークされている箇所が正しいか確認する。

※マークされている位置がずれている場合は、地図上で正しい箇所を直接クリックしてください。

※住所を検索して結果が出てこない場合は、直接地図上から施設の位置を探してください。

The screenshot displays the '津波ハザードマップ' (Tsunami Hazard Map) interface. At the top, a search bar contains '駒越北町' (Komaegahira Kita-chō), which is highlighted with a red box and a circled '2'. Below the search bar, a list of search results is shown, with the first result '日本、〒424-0906 静岡県静岡市清水区駒越北町' (Japan, 424-0906 Shizuoka Prefecture, Shizuoka City, Shimizu Ward, Komaegahira Kita-chō) highlighted with a red box and a circled '3'. The main map area shows a color-coded hazard zone with a red box and a circled '4' over a specific location. The map includes various labels such as '天王山道路通り', '市立清水通り', '清水日本平パークウェイ', and 'Shizuoka Prefectural Route 198'. On the right side, a '詳細情報' (Detailed Information) panel shows '津波災害警戒区域 (レベル2津波)' (Tsunami Disaster Warning Area (Level 2 Tsunami)), '基準水位 (m) 2.9' (Reference Water Level (m) 2.9), and '津波到達時間 20分以上~30分未満' (Tsunami Arrival Time 20 minutes or more ~ 30 minutes or less). A legend at the bottom right indicates the hazard levels: 0m以上0.5m未満 (0m or more, 0.5m or less), 0.5m以上1m未満 (0.5m or more, 1m or less), 1m以上1.5m未満 (1m or more, 1.5m or less), 1.5m以上2m未満 (1.5m or more, 2m or less), 2m以上2.5m未満 (2m or more, 2.5m or less), 2.5m以上3m未満 (2.5m or more, 3m or less), and 3m以上5m未満 (3m or more, 5m or less).

津波ハザードマップの確認方法②

- ⑤左上で、「浸水想定区域」「到達時間」「津波要避難地区」「津波避難施設」を選択する。
- ⑥右上の詳細情報で施設が当てはまる津波リスクを確認する。
- ⑦地図上で施設の最も近い「津波避難ビル・タワー」とそこまでの避難経路を確認する。

▶基準水位、津波到達時間、近隣の津波避難ビル・タワーを、避難確保計画に反映する。

⑤

The screenshot shows the '表示切替' (Display Switch) menu on the left, which is expanded to show the following options:

- 津波浸水想定区域
- 津波到達時間
- 津波要避難地区
- 高潮浸水
- 海拔
- 津波避難施設

The '津波避難施設' (Tsunami Evacuation Facility) section is also expanded, showing:

- 津波緊急避難場所
- 津波避難ビル及び津波避難タワー
- 避難方向
- 要配慮者施設

The map displays a '津波避難ビル・タワー' (Tsunami Evacuation Building/Tower) icon, highlighted with a red box and labeled with a circled '7'. A blue arrow points to this icon. A red line indicates the evacuation route from the user's location to the facility. The map also shows tsunami hazard zones in various colors, representing different water levels and arrival times.

⑥

ここに施設の津波リスクが表示されます。

詳細情報

- 津波災害警戒区域 (レベル2津波)
- 基準水位 (m) 2.9
- 津波到達時間 20分以上～30分未満

凡例

津波浸水想定区域
0m以上0.5m未満
0.5m以上1m未満
1m以上1.5m未満
1.5m以上2.0m未満
2.0m以上2.5m未満
2.5m以上3.0m未満
3.0m以上

拡大

津波ハザードマップの確認方法③

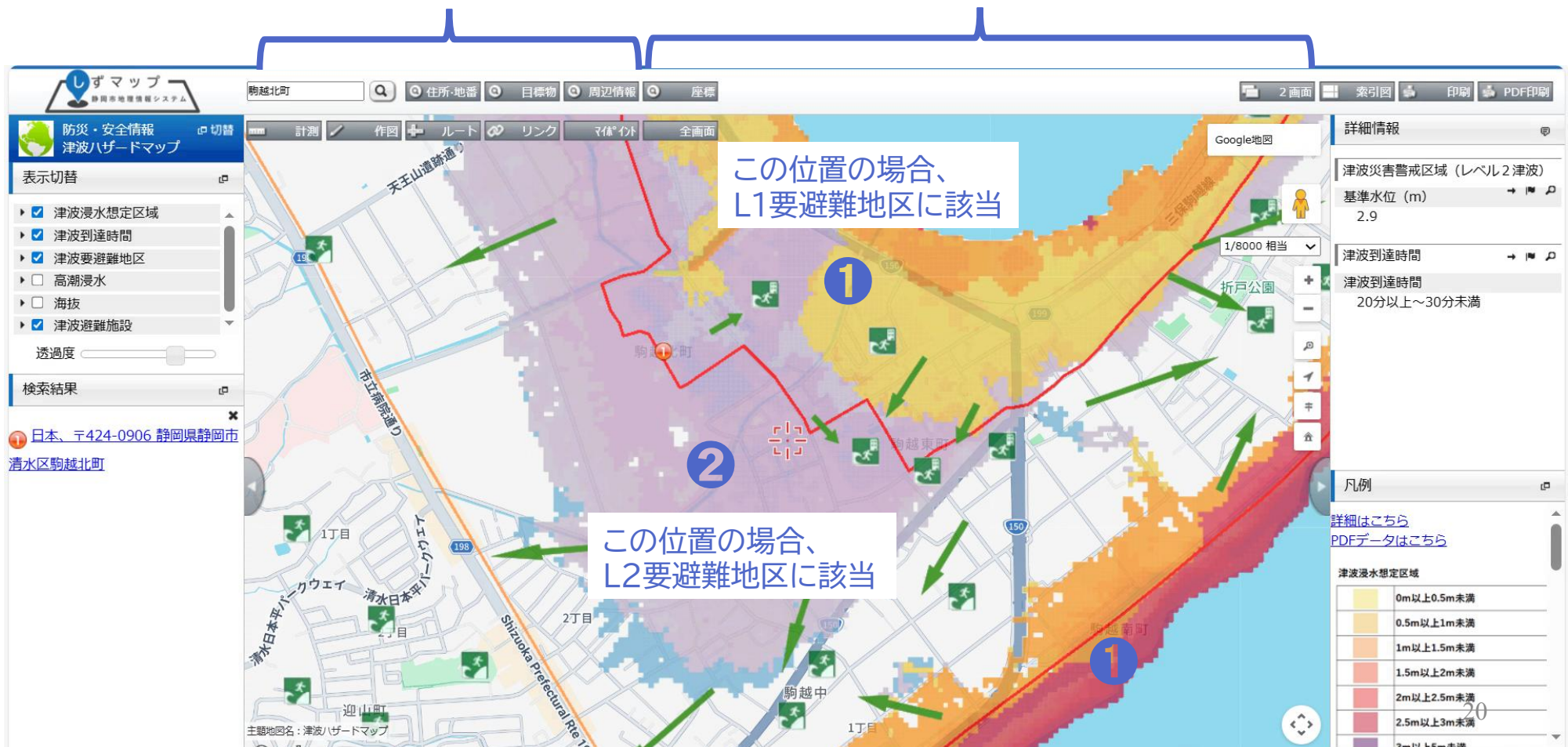
⑧どの「津波要避難地区」に該当するかを確認する。

- ①【レベル1(L1)津波要避難地区】 赤色の線よりも海側
- ②【レベル2(L2)津波要避難地区】 オレンジ色の線と赤色の線の間

▶当てはまる「津波要避難地区」を避難確保計画に反映する。

レベル2(L2)要避難地区

レベル1(L1)要避難地区



ハザードマップでの確認ポイント（まとめ）

洪水・内水・高潮ハザードマップ

1. 施設の近隣の「風水害指定緊急避難場所」

「避難所」と「法水害指定緊急避難場所」は異なるため注意してください。

- ※風水害指定避難場所 … 災害発生時、今すぐ命を守るために一時的に避難を行う場所
- 避難所 … 災害発生後、自宅等に戻れない場合に長期間生活を行う場所

2. 施設があてはまる水害リスク

- 洪水リスクに当てはまる場合 ▶ 氾濫する可能性のある河川名 / 浸水深
- 内水リスクに当てはまる場合 ▶ 浸水深
- 高潮リスクに当てはまる場合 ▶ 浸水深 / 浸水継続時間

津波ハザードマップ

1. 施設の近隣の「津波避難ビル・タワー」

2. 施設が当てはまる津波リスク(基準水位・津波到達時間)

3. 施設が当てはまる津波要避難地区

2. 避難確保計画の作成

避難確保計画で定める事項

事項	市への提出
計画の目的	必要
施設の概要	
施設が有する災害リスク	
防災体制	
情報収集・伝達	
避難誘導	
避難に必要な設備の整備	
避難に必要な装備品や備蓄品の整備	
避難先までの経路図	
施設建物内の避難経路図	
利用者緊急連絡先一覧	不要
緊急連絡網	
外部機関等の緊急連絡先一覧	
対応別避難誘導一覧表	
防災体制一覧表	

今回作成→提出

提出不要
(作成自体は必要)

避難確保計画の作成①

様式(令和8年5月版)

避難確保計画(洪水・内水)

施設名：特別養護老人ホーム〇〇

所在地：葵区追手町〇番〇号 (葵学区)

管理者：〇〇太郎

担当者：◇◇次郎

電話番号：054-221-1012

2026年 4月 作成

作成にあたっての注意点

- リストで施設が作成すべき避難確保計画の様式を確認してください。
※災害リスクや施設の状況によりひな形が異なります。
間違いのないよう注意して作成してください。
- 地域防災計画に指定された施設ごと計画を作成してください。
※複数の施設を同一敷地内で所有する場合は、
計画をまとめることができます。
- ハザードマップ(しずマップなど)で災害リスクを確認しながら作成しましょう。
- 出カシート**には、一般的に想定される内容が例として記載されています。**施設の実情に合わせて、見直し、修正を行ってください。**

避難確保計画の作成②



避難確保計画（洪水）

こちらでシートを切り替えて作成してください。



作成手順（概要）

- ① **入力シート**の入力欄(ピンク色付け部分)に該当する情報を入力します。
- ② **出力シート**【別紙1】で、ハザードマップの情報を基に避難経路図を作成します。
- ③ **出力シート**で、**入力シート**の内容が反映されているか確認します。
- ④ **施設の実情に合わせて変更した方がよい箇所**や文字つぶれ等がある箇所を、**出力シート**で直接修正します。

出力シートが、
施設の避難確保計画になります。

避難確保計画の作成 (p2) 【1 施設の状況 / 2 施設の情報 / 3 災害リスク】

記載する
情報

施設の**基礎情報**や、施設が有する**災害リスク**

入力シート

入力項目	入力セル	入力例
(施設の情報)		
計画作成年月日	2025年4月1日	2024年4月30日
施設名	〇〇ケアセンター	特別養護老人ホーム〇〇
所在市町村名	静岡市	静岡市
住所	葵区瀬名川1丁目8	葵区追手町5番1号
電話番号	054-221-1012	054-221-1012
施設所有者・管理者	〇〇太郎	〇〇太郎
作成担当者 (いる場合)	◇◇次郎	〇〇次郎
施設の種類	保育園	
利用形態	通所	
施設の構造	鉄筋コンクリート造3階建	
所在地区名 (避難指示等の発表先学区・地区名)	服織	
エリア	静岡市南部	
施設の収容人数の状況		
昼間	施設職員 8名	利用者 20名
夜間	施設職員 4名	利用者 20名
休日	休日設定の有無 平日と同じ	
24時間施設利用者有無	施設職員 名	利用者 名
洪水の水害リスクに係る情報		
対象河川①		
浸水想定区域を持つ洪水予報河川名		
浸水深		
対象河川②		
浸水想定区域を持つ水位周知河川名	足久保川	
浸水深		0.23
対象河川③ (ある場合)		
浸水想定区域を持つ水位周知河川名		
浸水深		
対象河川④ (ブルダウンに無い河川)		

作成手順

- ①施設の**基本情報**を記入する
- ②しずマップのハザードマップで確認した、**災害リスク**を記入する。
▶災害リスクの詳しい記入方法は次ページ

出力シート

1. 計画の目的
この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水または雨水出水浸水発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
2. 計画の報告
計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。
3. 計画の適用範囲
この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

		人数	
		昼間・夜間	休日
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 20名	昼間 8名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 20名	夜間 4名		
24時間施設利用者有無			

【施設情報】

施設の種類	保育園
施設の形態	通所
施設の構造	鉄筋コンクリート造3階建

【施設の水害リスク】

災害種	対象	浸水深(m)
洪水	足久保川	0.23
	継川	0.72

避難確保計画の作成 (p2) 【3 災害リスク】

しずマップ

詳細情報

内水 (雨水出水)
浸水深 (m)
0.14

安倍川・藁科川の浸水想定深
浸水深 (m)
0.46

詳細情報

内水 (雨水出水)
浸水深 (m)
0.14

安倍川・藁科川の浸水想定深
浸水深 (m)
0.46

①確認箇所

この施設は、以下のリスクに該当

- ・内水(浸水深:0.14m)
 - ・安倍川の浸水(浸水深:0.46m)
 - ・藁科川の浸水(浸水深:0.46m)
- ▶ **入力シート**へ内容を転記

入力シート

洪水の水害リスクに係る情報	
対象河川①	②ハザードマップの内容を転記
浸水想定区域を持つ洪水予報河川名	安倍川
浸水深	0.46
対象河川②	
浸水想定区域を持つ水位周知河川名	藁科川
浸水深	0.46
内水	
浸水深	0.14

作成手順

- ①しずマップで施設所在地を指定し、右上の「**詳細情報**」で施設が該当するリスクを確認する。
- ②詳細情報に表示されている災害リスクを、**入力シート**の入力欄に転記する。

※避難確保計画(洪水・内水)は、**河川ごと**に「リスクに係る情報」を記入する必要がある必要があります。漏れのないように記入してください。

【避難確保計画(洪水・内水)について】
対象河川の入力欄は①～⑤まであり、欄により入力河川が異なります。
①～③はプルダウンから河川名を選択、④、⑤には③までに入力していない河川をご記入ください。

※各欄に入力する河川の凡例は入力シート欄外に記載しています。

避難確保計画の作成（4 防災体制）

記載する情報 防災気象情報等に基づいて確立する注意体制、警戒体制、非常体制について、いつ（判断時期）、なにを（活動内容）、だれが（対応要員） 行うか

出力シート

4. 防災体制（洪水または雨水出水（内水））
連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

いつ	なにを	だれが
【防災体制確立の判断時期及】 体制確立の判断時期 以下のいずれかに該当する場合 > 静岡市南部にレベル2大雨注意報の発表 > 安倍川 レベル2氾濫注意報 > 次の河川のキキクルが黄色表示のとき 安倍川 藁科川 藁科川上流 継川 草薙川	注意体制確立 警戒レベル2	活動内容 洪水予報等の情報収集 避難誘導体制・ルートの確認 避難に必要な備蓄品、持ち出し品等の点検・準備 移動用車両の準備 対応要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員 避難誘導要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 > 静岡市南部にレベル3大雨警報の発表 > 安倍川 レベル3氾濫警報 > 次の河川のキキクルが赤色表示のとき 安倍川 藁科川 藁科川上流 継川 草薙川 > 葵学区（地区）に浸水に関する警戒レベル3高齢者等避難の発表	警戒体制確立 警戒レベル3	活動内容 避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 対応要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 > 静岡市南部にレベル4大雨危険警報の発表 > 安倍川 レベル4氾濫危険警報 > 次の河川のキキクルが紫色表示のとき 安倍川 藁科川 藁科川上流 継川 草薙川 > 葵学区（地区）に警戒レベル4避難指示の発表	非常体制確立 警戒レベル4	活動内容 施設内全体の避難誘導 対応要員 避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

作成手順

- ① **どの防災気象情報や避難情報**が発表されたら、どの防災体制を確立するか整理する。
※**入力シート**の情報に基づき自動で表示されます。
- ② 各体制確立時に**どのような活動をどの役割**が行うかを決定する。
※様式には一般的な内容が例として記載されています。施設の实情に合わせて見直し、修正してください。

記載内容に基づいて **誰がどの役割(対応要員)**を担うかを決めておきましょう。

避難確保計画の作成（対応要員）

○利用者の円滑な避難を図るためには、防災体制を機能的に組織する必要があります。

○職員だけで利用者の避難が困難な場合は、地域住民や利用者の家族等の**外部の協力を得て体制を構築**しましょう。

名称	役割
統括指揮者	<ul style="list-style-type: none">・状況を把握し全体を指揮する・警戒レベルに応じて、避難開始の判断を行う
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・防災気象情報や避難情報を収集し、統括指揮者や職員に情報を伝達する・市町村等の関係機関や避難先、利用者の家族と連絡を取り合う
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none">・利用者の避難誘導を行う
装備品等準備班	<ul style="list-style-type: none">・避難に必要な設備や装備品・備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検・準備する・避難に必要な車両の手配や持ち出し品を運搬する・利用者への装備品の装着等を行う

避難確保計画の作成（5 情報収集及び伝達）

記載する
情報

防災体制確立の判断のために、どの情報を、どうやって収集し、どのように伝達するか

出力シート

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	同報無線（電話案内サービス 054-269-5656） テレビ コミュニティFM（S-Wave） インターネット > 気象庁HP（ https://www.jma.go.jp/ ） > 静岡市防災ナビ（ https://navi.bosai.city.shizuoka.jp/top-page ） > 静岡市防災メール（登録用メールアドレス）（ siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com ）
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット > 気象庁HPの指定河川洪水予報（ https://www.jma.go.jp/jp/flood/ ） > 気象庁キキクル（ https://www.jma.go.jp/bosai/risk ） > 静岡県土木総合防災情報サイボスレーダー（ https://sipos.pref.shizuoka.jp/ ） > 静岡市防災メール（登録用メールアドレス）（ siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com ）
高齢者等避難 避難指示	同報無線（電話案内サービス 054-269-5656） テレビ コミュニティFM（S-Wave） 緊急速報メール インターネット > 静岡市防災ナビ（ https://navi.bosai.city.shizuoka.jp/top-page ）

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 静岡市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

作成手順

① 収集する**情報の種類**と、情報の**収集方法**を整理する。

② 収集した情報を施設内で**どのように伝達**するかを整理する。

※どちらも、様式には一般的な内容が例として記載されています。施設の実情に合わせて見直し、修正してください。

避難確保計画の作成（避難経路図）

記載する
情報

施設の位置、避難先、避難先までの安全な経路

出力シート

別紙 1
【施設周辺の避難経路図】
洪水時の避難先は、静岡市防災情報マップと別添指定緊急避難場所一覧を確認し、以下の場所とする。
「静岡市地理情報システム しずマップ」(洪水ひなん地図・浸水ひなん地図)
<https://city.shizuoka.geocloud.jp>

避難経路図

施設所在地	英区瀬名川1丁目8
避難場所名	静岡市立西奈南小学校
避難場所所在地	英区南瀬名町1-20

注意書きの上から地図を張り付けてください。



6

作成手順

- ①しずマップのハザードマップで施設の**位置**を確認する。
- ②安全な**避難先**を確認する。
- ③避難場所までの安全な**避難経路**を決める。
- ④マップ上に**施設の位置**、**避難先**、**避難経路**の3点を示し、**出力シート**の別紙1に張り付ける。
※屋内安全確保を行う場合は、施設内図に避難経路を示して張り付けてください。

※ハザードマップの確認方法は、本資料(p27～p33)をご確認ください。

避難確保計画の作成について（6 避難誘導）

記載する
情報

災害が起こったとき、どこへ、どのように、いつ避難するのか

入力シート

避難場所		
避難先としての選定	<input type="checkbox"/> 有	↓ 該当施設への避難の必要性「有」の場合、入力
避難場所名	静岡市立葵小学校	○○小学校
避難場所の種類	風水害緊急避難場所	(選択)
避難場所の住所	葵区追手町6番2号	葵区追手町
避難場所までの移動距離	100 m	100 (入力)
避難場所までの移動手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 車両の場合 <input type="checkbox"/> 台	徒歩 (選択)
避難に要する時間	15 分	15 (入力)
避難開始基準	レベル3 高齢者等避難	レベル3 高

作成手順

①ハザードマップで確認して選定した**避難先**の情報を**入力シート**に記入する。

※避難先は、以下のうち、いずれか1か所でも構いません。

- ・指定緊急避難場所
- ・屋内安全確保
- ・系列施設や他の同種類似施設
- ・近隣の安全な場所

②避難経路図を基に避難先までの**移動距離**、**移動手段**、避難にかかる**時間**を入力シートに記入する。

③以下のサイトを参考に**避難を開始する基準**を決定し、記載する。

- 内閣府「避難行動判定フロー」
- 静岡市「風水害時の避難行動」

出力シート

(3) 避難誘導
避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

避難先	場所の選定	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
指定緊急避難場所	有	静岡市立葵小学校	100m	徒歩	15分	レベル3高齢者等避難
		風水害緊急避難場所				
屋内安全確保	有	施設の3階				レベル3高齢者等避難
系列施設や他の同種類似施設	有	グループホーム△△	100m	徒歩	20分	レベル3高齢者等避難
近隣の安全な場所	有	■■■	100m	徒歩	5分	レベル3 高齢者等避難

※施設から避難場所へ避難するときは、利用者の部屋単位で避難する。

避難確保計画の作成（避難に関するポイント）

避難先の検討にあたってのポイント

1. 「風水害指定緊急避難場所」と「避難所」は異なります。

「避難場所」を設定する際は、基本的には「風水害指定緊急避難場所」を選んでください。
「避難所」を避難場所とする場合は、あらかじめ避難所に了承を得る必要があります。

※風水害指定避難場所 … 災害発生時、今すぐ命を守るために緊急的に避難を行う場所
避難所 … 災害発生後、自宅等に戻れない場合に臨時的に生活を行う場所

2. 施設の状態によっては、屋内安全確保(施設の上階への避難)を選ぶこともできます。

施設の階数や浸水深、周囲の状況などを確認して、状況に合わせて安全な避難先を選びましょう。

【屋内安全確保を選択する状況(例)】

- ・建物が2階建以上であり、かつ浸水深を確認すると2階以上は浸水する恐れが低い場合、上階に避難すれば被害を避けることができる場合
- ・避難経路が浸水する恐れがあり、避難を行うと危険を伴う場合 など

3. 津波のリスクがある施設は、津波浸水想定区域外への避難についても検討しましょう。

津波の到達までに時間がある場合は、浸水想定区域外へ避難することも重要です。
津波避難ビル・タワーではなく、区域外への避難についても併せて確認・検討しましょう。

避難確保計画の作成について（避難の確保を図るための施設の整備）

記載する
情報

事前に準備しておくべき **資機材等**

入力シート

（避難の確保を図るための施設の整備に関する情報）

情報収集・伝達に係る機材等

テレビ	有	有りの場合→	3	台
ラジオ	有	有りの場合→	5	台
タブレット端末	有	有りの場合→	2	台
インターネットに接続したパソコン	有	有りの場合→	2	台
ファックス	有	有りの場合→	2	台
携帯電話	有	有りの場合→	5	台
携帯電話用バッテリー	有	有りの場合→	3	個
乾電池	有	有りの場合→	20	個
その他				

作成手順

① **入力シート**に掲載されている **資機材** について、
その **有無** と **個数** を記入する。

※状況に応じて必要な資機材は異なります。
状況ごと、必要な資機材を記入して下さい。

② 施設の実情を踏まえて **その他必要な資機材**
がないかを検討する。

③ 必要なものがあれば **入力シート** の **その他欄** に
名称 と **個数** を合わせて記載する。

出力シート

7. 避難の確保を図るための施設の整備
情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2台、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個、ライフジャケット5着
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋10枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

計画に記載した資機材は、
避難時に使える状態にあるかを確認し、
非常時に使用できるよう日頃から **維持管理**
しましょう。

避難確保計画の作成について（防災教育及び訓練の実施）

記載する
情報

避難確保計画をふまえて、どのような研修や訓練を、誰に対して、いつ行うのか

入力シート

(教育・訓練に関する情報)		
研修実施（毎年）		
研修対象者①	全従業員	(選択)
研修実施月①	4月	(選択)
研修の内容①	防災情報及び避難誘導	(選択)
研修対象者②	全従業員及び利用者	(選択)
研修実施月②	5月	(選択)
研修の内容②	防災情報及び避難誘導	(選択)
訓練実施（毎年）		
訓練対象者①	全従業員	(選択)
訓練実施月①	5月	(選択)
訓練の内容①	ハザードマップ等を活用した図上訓練	(選択)
訓練対象者②	全従業員	(選択)
訓練実施月②	7月	(選択)
訓練の内容②	情報伝達訓練	(選択)

作成手順

- ①これまで避難確保計画に記載した内容をふまえ、施設で実施すべき**研修・避難訓練の内容**を検討する。
- ②入力シートの入力欄に、**対象者、対象月、実施内容**を記載する。

出力シート

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年月に全従業員及び利用者を対象にに関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年6月に全従業員及び利用者を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

3. 避難確保計画に基づく避難訓練の実施・報告

実施のポイント

- ・訓練の**目的と目標を意識して**訓練を実施する。
- ・地震・洪水等の**災害の種類**や、日中・夜間といった**時間帯**等の設定を変更し、**施設の特性などを踏まえたシナリオ**にすることで、災害時の不測の事態に対し、臨機応変に対応できる可能性が高まります。

訓練の種類

パターン1	立退き避難訓練、屋内安全確保訓練
パターン2	情報伝達訓練、利用者の避難誘導・避難経路等の確認
パターン3	ハザードマップ等を活用した図上訓練
パターン4	設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練
パターン5	その他(例えば、防災研修など)

パターン1 避難訓練の種類【立退き避難、屋内安全確保】

- 利用者を避難先に移動させる訓練としては、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練があります。
- 立退き避難訓練は、施設外の避難先に利用者を移動させる訓練です。
- 屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練です。
- 訓練は、職員のみならず、**避難支援協力者の参加も得て行う**ようにしましょう。

訓練種類	立退き避難訓練	屋内安全確保訓練
訓練イメージ	施設内移動 ⇒ 車両への移動、徒歩⇒ 避難先(利用者の支援)	施設上階への移動(階段・エレベーター)⇒ 上階での利用者の支援
		

パターン2・3 避難訓練の種類

【図上訓練、情報収集・伝達訓練、避難経路等の確認】

- 図上訓練は、避難先までの立退き避難訓練や屋内安全確保訓練のシミュレーションを行う訓練です。情報収集・情報伝達訓練を合わせて行う場合があります。
- 情報収集・情報伝達訓練は、避難に必要な防災気象情報や避難情報を収集し、その情報を職員や避難支援協力者等に伝達する訓練です。
- 避難経路等の確認訓練は、現地を実際に見て、避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。



訓練種類	図上訓練	情報収集・情報伝達訓練	避難経路等の確認訓練
訓練イメージ	<ul style="list-style-type: none">・地図等を活用したイメージ訓練 	<ul style="list-style-type: none">・日頃からの気象情報等の確認・施設内での情報伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none">・避難先までの移動時間の確認・大雨時における安全性の確認 

出典 国交省

パターン4 避難訓練の種類

【設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練】

○ 設備・装備品・備蓄品・持ち出し等の確認訓練は、避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品の在庫確認、避難先への持ち出し品を準備する訓練です。

訓練の種類	設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練
訓練イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難に必要なものを確保 ・避難先にて必要なものを確保 ・移動しやすい場所にあるかの確認 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

【参考】屋内安全確保で避難するときの注意点

- 施設内に数日間過ごせる量の食糧や水、薬を備蓄しておきましょう。
- 停電、断水、ガスの供給停止に備え、施設内に数日間過ごすための懐中電灯、非常用電源、携帯用トイレ等を備蓄しておきましょう。



【参考】避難支援に必要な設備や機材等

○エレベーターの活用に加え、非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保しましょう。

○避難及び避難先における支援に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておきましょう。

※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの



※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅



非常用発電機



スロープ



出典 国交省

訓練終了後の対応

訓練の振り返り

- ・訓練終了後には参加者全員で訓練の振り返りを行ってください。
- ・振り返りで確認された課題については、その改善方法等を明確化した上で、避難確保計画へ反映することを検討してください。

訓練結果の報告

- ・訓練実施後1か月以内を目安に市まで訓練結果を**必ず報告**してください。報告方法は、次のとおりになります。

①FAX:避難確保訓練通知書を静岡市危機管理課(054-251-5783)に送信

②WEB:次のURL又は二次元コードからLogoフォームで報告

■ <https://logoform.jp/form/79j2/20386>

■ 二次元コード



(参考) 訓練結果の報告内容

Logoフォームや避難訓練報告書では、次の内容のご報告をお願いしています。

静岡市長		提出 令和 年 月 日	
		所有者又管理者 職・氏名	
避難確保訓練通知書			
下記のとおり、避難確保訓練を実施したので通知します。			
事業所の所在地	静岡市	区	町 番 号 番地
事業所の名称等	名称		
	対象種別	洪水・内水・土砂・高潮・津波	市担当課名
実施日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
訓練等種別 (複数実施の場合複数にレ点を記入)	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練		
	<input type="checkbox"/> 屋内安全確保訓練		
	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練、利用者の避難誘導・避難経路等の確認		
	<input type="checkbox"/> ハザードマップ等を活用した図上訓練		
	<input type="checkbox"/> 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練		
<input type="checkbox"/> その他 ()			
参加人員	名	担当者	名 ()
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数※2	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間 時間 分
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性		
	その他		
訓練によって確認された課題とその改善方法等※1			
訓練実施責任者	職	氏名	
訓練記録作成者	職	氏名	
受付	備考		

1. 報告者の概要

- (1)職・指名
- (2)電話番号・メールアドレス ※Logoフォームのみ

2. 事業所概要

- (1)所在地
- (2)名称
- (3)施設の対象種別
- (4)市担当課名

3. 訓練の概要

- (1)実施日時
- (2)訓練等種別
- (3)参加人数
- (4)担当者
- (5)確認事項
(避難支援に要した人数と時間、避難先等の安全性)

避難に要した人数には、利用者を避難させるために動いた職員や地域の方の人数を記入して下さい。
※参加人数-利用者=支援に要した人数

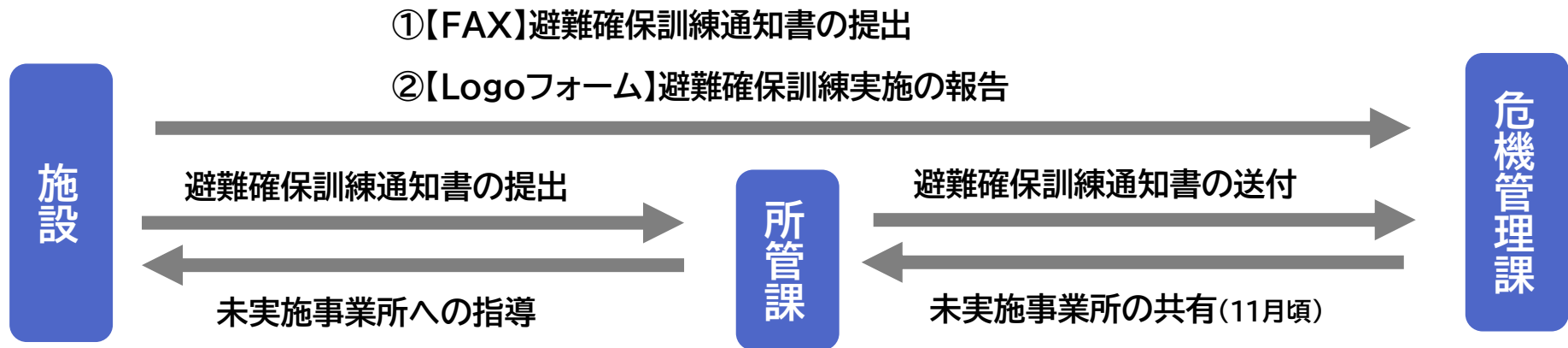
4. 訓練実施によって確認された課題と改善方法等

5. 実施責任者、記録作成者

(参考) 避難確保計画に基づく避難訓練実施の報告について

訓練実施後1か月以内を目安にFAXまたはLogoフォームで危機管理課への報告を求めています。
避難確保訓練通知書が所管課に提出された場合は、危機管理課へ送付をお願いします。

訓練実施報告のながれ



静岡市の避難訓練実施状況（R8.3.31時点）

	施設数	避難訓練 報告数	報告率	(参考) R6報告率
洪水	1084	523	約48%	約32%
土砂	222	107	約48%	約39%
津波	149	71	約48%	約35%
計	1455	701	約48%	約33%

訓練実施報告率は、市内全体で約50%です。

訓練実施後は必ず市に対して報告を行うようにしてください。